

[判断した段階に応じた対応方針]

有害性判断	出沒場所に応じた対応方針		
	市街地、集落、人家稠密地域 もしくはその周辺部	農耕地	森林地帯
共通事項	○対応 出沒、被害発生地域の区分 出沒個体及び出沒状況の情報収集（必要に応じて現地調査） 出沒情報及び被害防止のための注意事項等の住民周知		
段階0 非問題個体	■行動形態：人間を恐れて避ける		
	○対応 ・経過観察 ・必要に応じ、関係機関への情報提供、人身被害防止措置、農業被害防止措置等 ※出沒が継続する場合は「有害性判断フロー」に戻る		
段階1 問題個体	■行動形態：人間を恐れず避けない ・人家付近、農地に頻繁に出沒する ・人間を見ても逃げない ・人前にたびたび姿を見せる		
	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施 ・出沒が継続し、地域の生活や産業活動に支障のある場合は排除 ・対策を講じても出沒が継続する場合は排除	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置及び追い払いの実施 ・出沒が継続し、産業活動（山林作業等）に支障のある場合は排除	
段階2 問題個体	■行動形態：農作物への被害など人間活動に実害を及ぼす ・生ごみ・廃棄物等につく ・農作物・家畜等を食害、破損した		
	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施 ・対象個体の確実な排除	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置の実施 ・必要に応じ、入林規制措置 ・対象個体の確実な排除	
段階3 問題個体	■行動形態：人身（攻撃、つきまとい等）、生活への影響		
	○対応 ・人身被害防止措置の実施 ・地域の実情を踏まえた上で、可能な程度で追い払い等も検討。 ・(さらに)出沒が繰り返され、地域住民の生命・財産、平穏な日常生活に支障が生じた、もしくは生じる恐れがあると判断した時点で対象個体の確実な排除	○対応 ・人身被害防止措置の実施 ・対象個体の確実な排除	○対応 ・人身被害防止措置の実施 ・入林規制措置 ・対象個体の排除 (※レジャー中の偶発的の事故など、積極的な攻撃性が認められない場合などはこの限りではない)
緊急対応型 問題個体	○対応 段階3と同様 ※対応後に詳細報告義務あり		